

第1条 補償対象者

阿南信用金庫（以下「当金庫」といいます。）が提供するしんきん法人インターネットバンキング（以下「本サービス」という。）をご利用されるお客様。

第2条 摘要範囲

本規定は、本サービスの利用規定にかかわらず、本規定の定め合致する場合は、本規定の範囲内で、本サービスを利用した資金移動等による被害額を補償（以下「本補償制度」といいます。）いたします。この被害額には資金移動等の額に相当する金額のほか、これに附帯する手数料や利息を含めるものとします。

第3条 補償限度額

本補償制度では本サービス1口座につき、1年間に1回の事故に限り3,000万円を限度に補償します。なお、1年間とは本補償制度により補償を受けた資金移動等による被害について届出を受理した日より翌年の応答日までとします。

第4条 補償開始日

本補償制度は令和3年9月1日（水）より開始するものとし、補償開始日以降に生じた資金移動等による被害について補償いたします。

第5条 補償対象期間

当金庫がお客様から資金移動等による被害について届出を受理した日（以下「届出受理日」といいます。）の30日前の日以降、届出受理日までの期間が補償対象期間となります。

第6条 補償対象金額

補償対象金額は第3条に定める範囲内で、不正な資金移動等による被害額から次に定める金額を控除した金額とします。

- （1）お客様が加入される保険契約等から支払を受けた保険金または共済金
- （2）組戻し手続等により被害額の回収が行われた金額

第7条 補償の判断

本補償制度により補償を行う際には、お客様の被害に遭われた状況等を踏まえ、当金庫において個別に補償の判断を行います。

第8条 補償要件等

本補償制度の適用要件を次のとおり定めます。

1. 補償の要件

契約者ID（利用者番号）、利用者ID、各種暗証番号等または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、契約先は当金庫に対して当該資金移動等に係る損害（手数料や利息を含み、契約者が不正な資金移動等を行ったものから受けた損害賠償金または不当取得返還金の額を除きます。）の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- （1）ご契約先が本サービスによる不正な資金移動等が発生した翌日から30日以内に当金庫にご通知いただいていること。
- （2）当金庫の調査に対し、ご契約先から十分なお説明をいただいていること。
- （3）ご契約先が不正な資金移動等の被害に気づかれた後、速やかに警察署に被害を届け出て、警察（捜査機関）への被害事実等の事情説明を行いその捜査に協力されていること。

2. 補償対象額

前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、届出受理日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをご契約先が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。）前の日以降になされた不正な資金移動等に係る損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補償対象額」といいます。）について、当金庫所定の金額を限度として補償します。ただし、当該資金移動等が行われたことについて、ご契約先に重大な過失、または過失があるなどの場合、当金庫指定のセキュリティ対策が行われていないなどの場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。

3. 適用の制限

前2項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、契約者ID（利用者番号）、利用者ID、各種暗証番号等または電子証明書の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 補償の制限

(1) 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。

- ①ご契約先の役員・従業員等関係者の犯行またはご契約先の役員・従業員等関係者が加担した不正な取引である場合。
- ②ご契約先の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人または家事使用人等によって行われた犯行、もしくはそれらの者が加担した不正な取引である場合。
- ③正当な理由なく、他人にID・パスワード等の本人確認情報や、本サービスを使用する端末や乱数表、トークン等を安易に第三者に渡した場合。
- ④端末を盗難または紛失した場合において、ID・パスワード等の本人確認情報を端末に保存していた場合など、パスワード等を他人に容易に奪われる状態に置いた場合。
- ⑤当金庫が指定する推奨環境で利用していない場合、またはサポートが終了した基本ソフト（OS）やブラウザを使用していた場合。
- ⑥セキュリティ対策ソフトを利用していない場合。
- ⑦ワンタイムパスワード（トークン）を利用していない場合。
- ⑧電子証明書を正規の手順で利用していない場合。
- ⑨当金庫が注意喚起しているにもかかわらず、注意喚起している方法でフィッシング画面等へ不用意にID・パスワード等の本人確認情報を入力してしまった場合。
- ⑩第三者からの指示または脅迫に起因して生じた損害である場合。
- ⑪被害者が当金庫に対して行う被害状況の説明において、重要な事項について虚偽の説明を行った場合。
- ⑫戦争、暴動、地震等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動が行われた場合。
- ⑬その他、故意または重大な過失が認められた場合。

(2) 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償しない場合があります。

- ①本サービスを使用する端末の基本ソフト（OS）やブラウザおよびセキュリティ対策ソフトを最

新の状態に更新していない場合。

- ②利用者番号や暗証番号等の管理が適切に行われていない場合や暗証番号等を90日以上変更していない場合。
- ③当金庫が提供または推奨しているセキュリティ対策等を実施していない場合。
- ④その他、過失が認められた場合。

5. 既に払戻し等を受けている場合の取り扱い

当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じることができません。また、お客様が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

第9条 代位等

当金庫が本規定に基づき被害額の補償を行った場合は、当該補償金において、当該預金に係る払戻し請求権は消滅します。また、当金庫は当該補償金額を限度として、不正な資金移動等を受けた者、その他第三者に対して、お客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第10条 連絡先

不正な資金移動等やパスワードの盗用、本サービスを利用している端末の盗難等に気づいた場合は、当金庫本支店またはしんきんIBヘルプデスク（0120-988-974）にご連絡ください。

第11条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力日をあらかじめ店頭表示その他相当の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は、一切責任を負いません。

以上

※ただし、当金庫で取扱っていない項目については、対象外となります。